

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 横田 誠二

- I 開催年月日 平成 29 年 6 月 15 日 (木)
- II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 3 時 12 分
- III 出席委員等 [出席委員] ◎横田 誠二 ○本田 利麻 上田 武
狩野 安郎 金平 直巳 青木 紘
舘 勇将
(◎…委員長 ○…副委員長)
- [議長] 曾田 康司
- [副議長] ※樋詰 和子副議長は建設水道常任委員会出席のため欠席
- [説明員] 別紙名簿のとおり
(梅崎市長政策部次長及び上森秘書課長は公務のため、
山本人事課長は都合のため欠席)
- [委員外議員] なし
- [事務局職員] 敦賀 茂樹 柚原 規泰 吉田 昇平
- [傍聴者] 4 名

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 45 号 平成 29 年度高岡市一般会計補正予算 (第 1 号) のうち本委員会所管分
- 議案第 46 号 高岡市市税賦課徴収条例及び高岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 52 号 高岡市教育センター条例の一部を改正する条例
及び
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
(高岡市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
「高岡市市税賦課徴収条例の一部改正」
「高岡市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正」

以上、予算議案 1 件、条例議案 2 件及び報告 1 件の計 4 件については、審査の結果、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑は次のとおり。 〉

(以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示)

【議案第 45 号のうち、地方債補正について】

- 地方債補正について、利率の欄には、「5.0%以内 ただし、利率の見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率」との表記がなされているが、長期借入の利率について、直近の数値は。
- △ まず政府系の資金調達では、県の振興資金で0.01%であり、そこから0.5%までの範囲内となっている。次に金融機関に関しては、入札により調達しているが、0.185~0.48%の範囲での借入利率となっている。
- 平成 29 年度の繰上償還、または低利に借り換える予定は。
- △ 現時点で明確には固まってはいるが、状況を見ながら適時判断していきたい。
- 現時点で平成 29 年度の方針が無いのは問題である。本来、繰上償還すべき長期借入れの残債及び利率を見直すべき残債はどれだけあるのか。
- △ 償還期間は、借り入れ時に総務省の同意を得て設定しているため、原則として、設定した定時償還を遂行するのが、これまでの本市の公債費の支払い方である。過去には、事業の中で繰上償還が必要とされた事例や、高利のものを借り換えた事例はあるが、特に近年は低利での借り入れが続いていることもあり、現時点では、今後の状況を見ながら判断していきたいと考えている。
- 平成 28 年度において、据置期間や償還期限を短縮した実績はあるのか。
- △ 資料が手元に無いので後ほど回答する。
- 地方債補正の利率に記載のある「5.0%」は、全く実態に合っておらず想定できない。現在は0%台の時代である。現時点で、1.0%を超える長期借入れの残債はどれだけあるのか。
- △ 利率が1.0%を超える残債は、約408億円である。現在の残債の約36%である。
- 利払いをどう節約するかは、財政課の腕の見せ所であり、議員の関心事である。平成 29 年度の利払いの節減の方針はいつ立てるのか。
- △ 残債のうち、利率1.0%を超えるものの相当数が政府系であるため、借り換えは難しい。市中銀行から借りている縁故債の中で、借り換えが可能なものについては都度協議し、借り換えを実施してきたが、29年度については、借り換えに向けて係数を整理している段階であり、現時点では予定無しとの回答になる。
- 年利1.0%を超える残債は約408億円とのことだが、この中の縁故債が借り換え可能かどうか問題となる部分である。銀行も超低金利時代で苦勞しており、昨今はカードローンに傾注している。例えば年利14%という高利で第二の自己破産が増加している。約408億円のうち、市中銀行から借り入れている縁故債の金額は。
- △ 年利1.0%を超える残債約408億円のうち、市中銀行からの借入は約151億円である。
- この約151億円が焦点となる。1.0%を超える利率の中でも、様々な利率のものがあるはずだが、どの程度の利率のものについて見直しを図るのか。また、償還期限が相当残っているもの場合は、どれについて繰上償還するのかなどの戦略について、いつ頃検討し、いつ頃までに方針を固めるのか。

- △ 基本的に、金融機関へは通常、9月・3月に元金に利息をつけて償還しているが、年度途中での繰上償還の交渉をすることは厳しい。できるとすれば、年度替わりを見据えて次の3月になると思われる。いずれにせよ、直ちに数字を示すことは困難であるのご理解願いたい。
- 本市の一般会計に占める公債費は大きい。法外な高利の縁故債を残す必要はなく、利払いの節減に取り組むべきである。妥当な線で利率を下げてもらい、浮いた部分を市民の暮らしに回すことが重要である。地方債補正に記載のある利率「5.0%以内」は実態に合わない。この数字を抑えることはできないのか。
- △ 地方債補正の「利率」は、過去の起債分を含めた最高利率で表示しているものであり、現在の利率で5.0%を超えているものはない。議案書に表示する利率については、今後あらためて検討したい。繰上償還については、例えば、残りあと1、2年で償還が完了するものに対しては、繰上償還の交渉は難しい。残期間の長いものが繰上償還の対象になると思われるため、この点も踏まえて、これまでも可能なものについては銀行と交渉してきたという点についてはご理解願いたい。

【議案第45号のうち、自主防災組織育成事業費について】

- 自主防災組織育成事業費の内容は、二上地区の防災備品整備に係るものであるとのことだが、各地区に防災組織が存在する中で、今回、補正予算として計上された理由と、その内容は。
- △ 自主防災組織は、基本的には単位自治会で、これまで500以上組織されてきた。現在は、連合自治会単位で協議会を作ることに注力している。その流れで、今回、二上地区の地区自主防災組織連絡協議会が組織されることとなったため、これに対し助成するという内容である。これまで、大きな単位の校下連絡協議会を作っていた際に助成してきた経緯がある。実績では、平米、能町、野村、横田、二塚の各校下の順に進めてきた。いずれも市の助成よりも金額の大きいコミュニティ助成を適用し、しっかりと防災用具の備品・備蓄や防災倉庫等を作ってもらうため、助成に努めているところである。

【議案第45号のうち、藤子・F・不二雄ふるさとギャラリー事業費について】

- 藤子・F・不二雄ふるさとギャラリー事業費として、2周年記念展示に740万円が計上されているが、スケジュール及び事業内容は。
- △ 藤子・F・不二雄ふるさとギャラリーの開設の日である12月1日より、2周年記念の展示を開催する予定である。展示替えの費用に加え、ギャラリーをPRする看板や誘導看板として計740万円を計上している。
- さらにインパクトのあることに取り組んでもらいたいと考えている。入館者数の増加に向けた決意は。
- △ 藤子・F・不二雄ふるさとギャラリーは開館2年目を迎え、入館者数が少々減少傾向にある。ここで入館者数増加に向けた取り組みを実施したい。内容は今後の検討になるが、しっかりと取り組んでいきたい。

【議案第 45 号のうち、菅笠保全対策事業費について】

- 菅笠保全対策事業費 100 万円を、補正予算に計上した理由は。
- △ 菅笠保全対策として、平成 29 年 3 月に一般財団法人地域活性化センターの「長寿社会づくりソフト事業費交付金」を申請していた。29 年度に入り、その申請が認められ、100 万円の交付金が交付されることから、6 月補正で歳入歳出予算を計上したものである。
- 菅笠製作について、実態を把握しているのか。
- △ 最も重要なのは、菅笠の技術を保存・継承していくことである。越中福岡の菅笠製作技術保存会（以下、菅笠保存会）では、菅笠の縫い子や笠骨の職人に会員になってもらい、毎年、概ね何人が笠縫いしているか等を調査する中で、実態を把握している。
- どういう年代の方をもって、菅笠製作の後継者と呼んでいるのか。
- △ 今回、笠骨・菅笠の縫う後継者を募集したところ、笠骨については 7 名、笠縫いについては 32 名が集まった。笠骨は 1 年間で 10 回講座、菅縫いは 1 年間 20 回講座 2 コースを設定している。年代別の内訳は、笠骨では 30 代が 1 名、50 代が 4 名、60 代が 2 名である。笠縫いでは 30 代が 2 名、40 代が 5 名、50 代が 6 名、60 代以上が 19 名である。若い世代を狙いたいが、菅笠の商品自体が利益を生むことや、これを生業とすることは難しいため、市としては、この技術が後世に残されることを目標としており、年代を問わず、菅笠を保存したい気持ちを持つ方を寄せて、事業を実施しているところである。
- 生業にならないのであれば、菅笠製作は趣味の世界ということか。現実には、菅の縫子は、ベテランでも 1 日当たり 1,400～1,500 円程度しか支給されない。そのうち、材料費である菅代金を支払えば、1 日 1,000 円程度しか得られない。このような実態の中で、趣味で続けていけると思っているのか。また、現在の縫子の年代は、大半が 80 代で、最も若い方でも 74～75 歳である。さらに、材料となる菅が不足している問題もある。少なくとも家計の足しにならないと継続も厳しいことから、実態を見直してはと考えるが、見解は。
- △ 問屋との関係もあり、商売に踏み込むことは難しい実態があるため、行政としてできることは、技術の継承に専念することであると考えている。最初は趣味から入ったとしても、事業につなげていけないかという 40 代の方もいる。一人でも多くこうした気持ちになってもらうことが、最大の使命であると考えている。ご指摘の問題については常に議論をしているところであるが、なかなか実情にそぐわないというのが現実である。少しでも熱意のある方を集め、継承していくことに専念していきたい。
- 多少の利益がないと、技術の継承も難しい。問屋等とも協議すべきである。単に技術を教える取り組みだけでは、大きな効果は期待できないと考えるが、見解は。
- △ 菅笠の保存会のほかに、越中福岡の菅笠振興会を民間団体が平成 28 年度に立ち上げた、平成 29 年度は、菅笠の国の伝統的工芸品指定に向け、活動しているところである。そうなれば、経済界にも何らかの影響が出てくるものと期待している。

【議案第 45 号のうち、研究指定校推進事業費について】

- 研究指定校推進事業費として補正額 46 万円が計上されているが、研究指定校になることが、教員多忙化の要因の一つになっている。また、部活動の顧問を務めた場合、顧問でない教員と比較し、月 40～50 時間、労働時間に差が出る。子どもたちに向き合える時間の確保が難しいという、非常に深刻な実態もある。高岡市いじめ防止基本方針で、「教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検充実を支援する。」と記載されている。教員の多忙化を解消していかないと、いじめ問題の根源に迫ることはできないと考えるが、見解は。
- △ 全国で教員の多忙化が指摘されており、本市においてもその傾向はあると認識している。対策としては、例えば、ノー部活動デーを徹底し、日曜以外に週 1 回の設定を、校長を通じて徹底していきたい。また、教員の研修では、まずは自主研修というのが教員のサービスの基本だと考えている。個人として、教員としての信頼を得ることができるよう、各々が日々努力することが教員としての一番の資質だと考えており、自主的に勉強できる時間を作れるよう努力したい。この自主研修を基本としながら、それを形骸化させるのではなく、各教員が必要なものとして実施し、中身を充実させることで、主体的に取り組むことが可能な研修にしていきたい。今回のいじめ対策の取り組みでも、神戸から大学教授を招き、子どもたちが自分たちでルールを作る研修となっている。課題が山積していることは十分認識しており、できることから、教員の負担の軽量化・少量化にも取り組んで、子どもたちと向き合える時間を増やしていきたいと考えている。

【議案第 45 号のうち、いじめ・不登校対策事業費について】

- いじめ・不登校対策事業費の補正額 30 万円の内容は。
- △ 現在、児童生徒のスマートフォン等の所持率が年々高まるとともに、ネット利用の低年齢化が非常に大きな問題となっている。ネットトラブルを防止するためには、児童生徒が自ら考え学ぶことが大切であり、その「ネットルールづくり事業」の予算である。
- 本市の学校現場における、過去 5 年間のいじめ・不登校の件数は。また、その傾向と受け止めは。
- △ 小学校で、平成 23 年度は 28 件、24 年度は 50 件、25 年度は 47 件、26 年度は 52 件、27 年度は 69 件であり、年度によって差がある。中学校については、23 年度は 31 件、24 年度は 23 件、25 年度は 49 件、26 年度は 30 件、27 年度は 34 件であり、小学校では 26 年度から 27 年度にかけて 17 件増加しており、中学校でも同じく 4 件増加しているので心配はしているが、より厳しく見ていこうという方向性になり、これも反映していると考えている。いじめについては、あつてはならないという認識で各学校も取り組んでおり、教育委員会としても、初期の発見・対応・事後について十分見守っていくことを徹底したい。
- 仙台市で深刻ないじめの事例があった。教育委員会の姿勢が厳しく問われた案件であり、他山の石とすべきである。高岡市いじめ防止基本方針は、非常に的確であ

ると思う。教育委員会として、「学校に対する支援」と明記されているが、本市のいじめ防止基本方針に照らして、仙台市の深刻な事態についての見解は。

- △ 他人任せとせず、しっかり受け止めていくことが大切であると考えている。まずは、教育長が情報を把握できるよう、庁内はもちろん、教育長から学校へ出向き、日常的に話をしたい。学校長と日頃から情報交換できる関係を作っていくことが最も重要である。学校側の立場からは、教育委員会に言えば「指導を受ける」ということではなく、「連絡すれば応援してもらえる」という信頼関係を作っていくことが基本だと考えている。
- かつて市内のとある学校でも、非常に深刻ないじめが発生し、学級担任が出勤を拒否するという状況があった。この案件を振り返っても、いじめの早期発見・未然防止が大事であると分かる。いじめの事実について、決して他人任せにせず、学校長や様々な担当者との情報共有を、いかに早期段階でできるかがポイントである。これが遅れると、担任が学校へ行けないという事態に陥り、より深刻な状態になる。迅速な情報共有が生命線であると考えているが、見解は。
- △ 「校長がリーダーシップを発揮し、全員に課題を周知すること」と、「子どものプライバシーに関することであるため、情報はしっかり管理すること」の2点について、校長がしっかりと示すことができるかがポイントである。例えば、スポーツや教科の指導では、指導する側のリーダーとしての資質が問われるため、学校を預かる校長は、自覚を持って、「自分の学校は自分が守る。子どもたちを育てる。」という信念を持ってやってもらいたいし、そういう学校を教育委員会はしっかり応援していきたい。そのためにも、日頃から、学校との連絡・連携は密にして、「教委に言ったら叱責される」という関係にならないよう、十分配慮していきたい。

【議案第46号のうち、固定資産税の課税誤りについて】

- 固定資産税の課税誤りについて、直近の状況は。また、その原因及び対策は。
- △ 固定資産税の課税誤りは、過去3年間で20件発生している。主に、入力誤りや法務局からの通知漏れ等の所有者誤りが原因である。このため、平成29年4月に法務局と協議し、発行済み通知書一覧の中に、電子化されていない登記の通知漏れを無くすため、未移行物件についても、双方で確認しながら通知する仕組みを構築し、その体制を整え、29年5月より実施している。今後も、課税誤りを無くすため、努力していきたい。
- 本市では、課税誤りが発生した場合、証拠があれば20年間遡って還付できる規定を持っている。20年前に遡って償還した例はあるのか。また、5年・10年という節目での実績等はあったのか。
- △ 還付実績については、毎年、確認をしている。数字が明らかになった時点で、追ってご報告する。
- 高岡市固定資産税過誤納金返還金支払要綱に基づき、20年間遡って還付した直近の例について、資産税課長の記憶にあるか。
- △ 還付した事例はあったものと記憶している。

2 請願について

- ・請願第 10 号 就学援助制度の拡充を求める請願
- ・請願第 11 号 個人番号不記載の特別徴収税額決定通知書の再発行等を求める請願

請願第 10 号は、

入学前の 3 月に入学準備金を支給することや、クラブ活動費・生徒会費・PTA 会費を支給することを求めるものである。

請願第 11 号は、

要請のあった事業所等に対し、「個人番号不記載の特別徴収税額決定通知書」を再発行すること及び要請のあった事業所等に対し、「個人番号不記載の通知書」を発行することを求めるものである。

- ・請願第 10 号及び請願第 11 号の審査について
審査の結果、いずれも賛成少数で、不採択とすべきものと決した。

〈 審査・協議の過程における主な意見は次のとおり。 〉

(以下、議員の意見は ○ で表示)

■請願第 10 号について

- ・紹介議員による説明

○ 県内自治体の中では、本市の就学援助の適用率は非常に高く、評価する。しかし、入学準備金の支給については、非常に後ろ向きの姿勢であることは残念である。全国的にも入学準備金を入学前に支給する自治体が増加しており、県内では小矢部市と黒部市が実施する方向性を示した。射水市も前向きな方向であると仄聞している。本市が後発とならないよう、請願の趣旨についてご理解いただきたい。また、クラブ活動費や生徒会費、PTA 会費の支給を実施する自治体も、かなり増加している。全国・県内の状況も踏まえ、本請願にご賛同賜りたい。

〈 紹介議員の説明に対する委員からの質疑はなかった。 〉

- ・討論

〈 討論における意見は次のとおり。 〉

- ・請願第 10 号に反対の立場から

○ この請願書では、「入学式に制服が用意できなかった子どもが式を欠席する事態も生まれています。」とあるが、本市の小・中・特別支援学校において、入学準備にかかる経費のうち、制服代を工面できず、登校に支障があったという事例は報告されていない。本市における教育現場では、教職員が高いポテンシャルで子どもたち

の学校生活を支えているものと信頼している。なお、本市の就学援助制度では、対象となる児童生徒の入学式後を基準日として申請書類を受け付け、審査・認定を経てからの支給となるため、最も早い支給日は7月末となっている。実際、本市の小・中学校の入学予定者の中には、年度末の3月に他市へ転出する事例や、本国に帰国する外国人の事例もあると聞いている。入学準備金として3月に支給した場合、これらの事案が発生した際には返還請求が必要となるが、確実に返還されないことも想定されることから、本市の実態を鑑みた場合、3月支給は現実的ではない。また、本市における「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」は、各校区の間で大きな開きがある。仮にこれらの会費の支給を行うとしても、各学校、またPTAの取り組みや考え方など、それぞれの実態を調査し、必要とされる部分を明らかにしたうえでの議論が必要である。これらのことから、本請願は本市の実態に即した内容のものとは言い難く、反対である。

・請願第10号に賛成の立場から

- シングルマザーの家庭は大変深刻である。例えば、母が仕事を頑張って収入が増えたがために、児童扶養手当が大幅にカットされた事態があると聞いている。苦しい思いをしている保護者に対し、就学援助は非常に重要である。入学準備金がどれだけ負担になるか、調査して声を聞いてもらいたい。本請願が不採択とならないようにお願いしたい。
- 子ども・子育ての面で、保護者の負担を軽減するという意味から、本請願には賛成である。

■請願第11号について

・紹介議員による説明

- 特別徴収税額決定通知書に従業員の個人番号を記載して送付した結果、漏えいがあったという事実が、各地で発生している。本市では既に送付済みであり、今のところ、誤配があったとの情報はないが、誤配が起きるリスクは常に伴う。以前の個人番号通知カードの送付は書留であったが、今回はリスクが大きい普通郵便であった。誤配や郵便受けから第三者が抜き取るという危険性があり、人権侵害につながるということから、日弁連も厳しく注意している。既に特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載した他の自治体でも、事業所や従業員から要望があった場合、不記載の通知書を再交付するケースが増加している。また、個人番号の不記載を決定した自治体も東京・大阪で過半数を超えている。ぜひ趣旨をご理解いただき、本請願にご賛同賜りたい。

〈 紹介議員の説明に対する委員からの質疑はなかった。 〉

・討論

〈 討論における意見は次のとおり。 〉

・請願第 11 号に反対の立場から

○ 政府は、マイナンバーの導入により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるなどのメリットがあることから、マイナンバー制度の適切な運用を進めている。特別徴収義務者用の税額通知にマイナンバーを記載することにより、例えば翌年以降の地方税手続でマイナンバーの確認事務等が容易になるなど、事務の効率化の面で事業者にメリットがあると考えられ、マイナンバーの円滑な運用に資するものとする。また、個人住民税の税務手続においてマイナンバー法が目的とする公平公正な課税が実現するという事を通じて、広く納税者、納税義務者である従業員にもメリットがあるものとする。会派としても、マイナンバー制度の趣旨に沿って対応しており、着実に推進されるべきものと考えていることから、この制度そのものを否定するような内容である本請願については、反対である。

・請願第 11 号に賛成の立場から

○ 個人番号法第 19 条は、「何人も、… 特定個人情報の提供をしてはならない。」と禁止し、1 項で市区町村は「必要な限度」で事業者に個人番号を提供できると例外を定めているが、これは「できる規定」にすぎず、義務規定ではない。この規定を踏まえ、考え直す自治体も多く出てきており、この率直さを当局にも求めたい。誤配が発生し、個人番号が漏れたら自治体は責任を取れるのかという深刻な問題も出てくることから、本請願はぜひ採択していただきたい。

○ 個人情報保護の観点から、賛同する。

3 陳情について

・陳情第 3 号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情

陳情第 3 号は、

一つには、国、行政機関、都道府県、市町村、地方公共機関等、緊密な連携のもと、住民の避難や救援活動が円滑に進むよう、強い指導力を発揮すること。

二つには、国の指示を待ついとまがない場合には、迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施するよう知事に働きかけること。

三つには、『国民保護法』を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。

四つには、核やサリンなどを想定した避難訓練を自治体で実施するよう知事に働きかけること。

五つには、朝鮮半島有事の際に発生した難民の対応策を早急にすすめること。

六つには、武装テロや武装難民などへの適切な対策を講じること。

以上、6 点を求めるものである。

- ・陳情第3号の審査について
審査の結果、全会一致で、不採択とすべきものと決した。

- ・討論

〈 討論における意見は次のとおり。 〉

- ・陳情第3号に反対の立場から

- 政府は、既に弾道ミサイルに対する対応について適切な情報提供を行っており、各自治体に対しても、住民の避難訓練を実施するよう要請している。国の働きかけに応じ、本市では、来たる7月14日、国と県、本市が共同で、「弾道ミサイルを想定した情報伝達訓練や避難訓練」を実施することが決定した。また、難民の対応策については、国家として取り組むべき課題であり、市の裁量を超えている。加えて、武装テロや武装難民などへの対処についても、国において適切な対策が講じられるものとする。よって、本陳情について、採択する必要はない。
- 来たる7月14日、本市において「弾道ミサイルを想定した情報伝達訓練や避難訓練」を実施することが決まっていることから、本陳情を採択する必要はない。
- 本陳情では、ミサイルが落下するという想定がされているが、国際的な連携で、いかにミサイルを落下させないかという視点こそが重要である。米国のマティス国防長官は、「軍事的衝突が発生すれば信じられない規模の悲劇になる」と述べ、外交努力を強調している。また、全会一致で採択された国連安保理決議でも「対話を通じた平和的かつ包括的な解決への努力を歓迎する」としている。外交で解決できなかった場合は、日本国民の命と安全を守れなかったことにもなる。これらの外交努力について全く触れず、内容にも問題がある本陳情については、反対する。

4 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

[総務部]

- (1) 高岡市業務継続計画（震災対策編）の策定について
- (2) 平成28年度高岡市情報公開・個人情報保護制度の実施状況について
- (3) 平成28年度高岡市会計別決算見込額について

〈 委員から次のような質疑があった。 〉

（以下、質疑・質問内容は○、答弁内容は△で表示）

【高岡市業務継続計画（震災対策編）の策定について】

- 想定する地震災害として、「呉羽山断層帯・マグニチュード7.4」との記載がある

が、この想定が、実際には大幅に狂う場合がある。また、高岡断層の存在が国から発表されているが、残念ながら規模や被害想定は一切分析がされていない。これまでの例を見ても、断層があると発表するのみで不安だけが先行している。高岡断層に対する分析を急がないと、市民に対しての正確な情報提供にはならないと考えるが、見解は。

- △ 現在は、呉羽山断層しかデータがないことから、その断層による予測最大震度7として計画を策定したものである。将来的に新たな断層の予測が示された段階では、あらためて計画を見直す必要があると考えている。なお、高岡断層の分析については、先般、本市としても、国・県へ要望したところである。
- 防災行政無線について、落雷やその他の様々な要因により、機能が停止した場合の対応についてどのように考えているのか。
- △ 現在、本市の防災行政無線は、山側・海側に設置しており、今後も設置予定である。実際に無線が使えなくなった場合は、復旧するまで、広報車等の代替手段を使うしかないと考えている。
- 二上山中継局は、落雷で一度故障したことがある。関係業者との連絡に尽力したものの、復旧には時間が掛かった。いかに迅速に復旧するかがポイントと考えるが、過去の経験をどのように活かしていく考えなのか。
- △ 落雷で基地局が故障した関係で、使用不可となったと記憶している。市としては、これを教訓とし、特に基地局についての復旧は、可能な限り迅速に対応できるよう、委託業者と何度も打ち合わせをしているところである。子局については、それぞれ非常用のバッテリーを備えているため、停電となった場合でも、しばらくは継続して使えるようになっている。
- 「仮設トイレ設置に関する協定」を数社と締結しているが、最大何基を供給してもらえる想定なのか。今後、協定先の企業を増やす予定はあるのか。
- △ 供給数及び今後の協定企業の増加については、確認後に回答したい。なお、避難所には、簡易トイレ合計70,500回分を備蓄している。
- 有事の際は、職員の数が圧倒的に足りないと言われる。行革の弊害で、職員数の減少が進んでいるが、災害時にどうカバーするのか。
- △ 先般の熊本地震では、職員は1人で何人もの働きが必要とされていた。それを何日も続けることは、現実的には不可能であり、応援を求めるしかない。現在本市は、金沢市その他、いくつかの市と災害応援協定を結んでいる。また、広域的な被害を受けることも想定し、東日本の市とも協定を結んでいる。とにかく、3日以内に可能な限り仲間に応援に来てもらうことが重要であり、今後、受援計画も新たに計画する必要があると考えている。
- これだけの大規模な災害を想定している内容だが、有事の際、対策本部はどこに設置されるのか。
- △ 対策本部の設置場所は、車庫棟の2階を想定している。
- インフラ整備について、現在の上・下水道の耐震化率は。
- △ 平成28年度末においては、上水道22%、下水道36.7%の耐震化率である。
- 有事の際、自衛隊との連携を密にすることは大変重要であり、このマニュアル化

が大事と考えるが、見解は。

△ 大災害については、国、特に自衛隊の力は必要であると認識している。受援計画の中には、自衛隊が集結する地区や物資集積基地としては、高岡・砺波スマートインターチェンジの近くに設置することも検討している。

○ 本庁舎が倒壊した際、車庫棟に非常用発電機の設置を検討するとされているが、どの程度の規模の発電力なのか。

△ 非常用発電機が本庁の地下にある。この発電機は、議会棟・本庁舎・上下水道棟で共用している。代替施設として敷地内の残りの施設を使用する際、電力を確保する必要が出てくるため、その際には非常用発電機を、外部からあるいは事前に準備しておく必要があることから、計画に記載しているものである。

○ 災害に備えるためには、必要な設備は設置すべきであり、これには予算も必要である。車庫棟に災害対策本部を設置することには反対である。防災センターを戸出に設置予定で予算化しているが、本来の防災センターは市の中心部の最も安全な場所に作るべきだと考える。警察・消防・行政が常に連絡を取り合える設備こそが防災センターである。防災センターの位置付けを見直し、災害対策本部もそこに置くべきである。通信設備等も必要となることから、それらを備えた施設を整備することが、今後の災害への備えになるものと考え。将来に向けて、計画に不足している部分をもう少し積み上げ、肉付けするような提案をしてもらいたいと考えるが、見解は。

△ 基本的には、市役所の敷地内に司令塔を置いた方がベターと考えている。防災センターの今後については、ご指摘の件はありがたい指導と受け止める。一つの例としては、今後、新総合体育館が整備される予定である。これは、大きな面積を持つので、当然避難所にもなるが、行政の司令塔機能の一部も担えるのではないかと内部で検討しているところである。本計画は、策定してこれで終わりということではなく、新施設が完成するなどした場合は、その都度見直していきたい。

5 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第104条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

6 その他

○ 次回の常任委員会の開催について

7月12日(水)午前10時に開催することが報告された。

○ 行政視察について

7月18日(火)から20日(木)に実施することが報告された。

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

【城端線・氷見線の直通化について】

- 城端線・氷見線直通化に係る必要経費についての報道があったが、当初の試算から5億円プラスで、30億円が想定されるとのことで、非常に多額である。費用対効果の分析と、需要予測は。
- △ これまでは、概算の費用を算出していたが、今回は、施設内の測量や直通化時の必要となる設備等を含め、積算したところ、約30億円とのことであった。平成29年度においては、それを踏まえた費用対効果の新たな積算を行い、今後、事業化に向けて取り組んでいきたい。

【万葉線について】

- 万葉線の片原町電停について、青色の塗装が剥げかかっており、文字もほとんど読み取れないなど、本当に杜撰である。利用者の安全を考え、色の塗り替えや運転士へ注意喚起するような表示について、直ちに復旧すべきと考えるが、見解は。
- △ できるところから順次取り組んでいくようお願いしていきたい。

【アスベストについて】

- 本市の教育委員会関係施設において、基本的に露出しているものについての対応は完了しており、残存している施設については解体時に処置するとのことだが、今後の考え方は。
- △ 平成17年度の調査の結果、教育委員会関係施設については問題ないと認識している。今後、施設解体の際に十分配慮して処置していきたい。

【スポーツコアの駐車場について】

- 平成29年6月3・4日に高校総体が開催された際、スポーツコアの駐車場の容量に問題があったが、これを認識しているか。また、この大会にどの程度の来場者があったかについて把握しているか。
- △ スポーツコアでは、サッカーの準決勝・決勝が開催された。来場者数については把握していない。
- 本市の大きな課題である新総合体育館の建設に関わる問題であり、スポーツコアで開催される大会について、実地調査もしていないのは大変無責任である。調べたところ、当日は選手・応援を含めて約2,400名の来場があった。また、同時に開催されていたテニスの試合には約400名の来場があった。当然、テクノドームの駐車場利用も指示したと聞いているが、同日はテクノドームでメーカーの展示会が開催されており、駐車場の利用は難しかった。受け入れの準備ができなかったことに対し、行政は責任を感じるべきである。今後、3,500名以上の集客力のある新総合体育館が建設され、現在スポーツコアにあるサッカー・ラグビー場やテニスコートの他に、相撲場や弓道場もできることになる。複数の競技大会の日程が重なることも想定される。これらを踏まえ、早急に準備や調査を進めるべきと考えるが、見解は。
- △ 調査を実施しなかったことに対し、お詫び申し上げます。今後もスポーツコアでは

競技大会が開催されるため、実態の把握に努めてまいりたい。駐車場の整備については、教育委員会だけではできない部分もあることから、皆さんの意見を聴きながら進めていきたい。

- 教育委員会だけでは何もできないと言うのではなく、他の部局へもお願いに行くという決意を述べるべきである。また、平成 30 年には「ねんりんピック」が開催される。スポーツコアでは2競技が開催されるが、1,800名の来場を想定していると聞いている。おおよその来場者数が分かっており、対応について部局を超えて話し合うべきである。早急に駐車場問題について決定してもらいたい。(要望)

【新学習指導要領について】

- 新学習指導要領の中で、道徳と英語の教科化について、様々な方向性が囁かれている。本市の教育委員会では、どのように対応する予定なのか。
- △ 道徳の教科化については、従来から、週1時限、カリキュラムに入っているため、時間の問題はないと認識している。ただ、評価が伴うことから、子どもたちが道徳の時間に学習活動をして心を育てたかについて、文章で教員が表現し、評価することになるため、教員も教育委員会も慎重に勉強していく必要がある。英語については、小学校高学年で週2時限の方向性が示されているが、うち1時間はALTの力を借りて授業を行っていききたい。また、「朝の時間15分×何回」のように、45分の授業時間をモジュールにしながら組み込んでいくことについて、学校を中心として考えているところである。実際の実施年度に向けて、教育委員会も各学校と検討しながら、より良い方向を探っていききたい。

【ノー部活動デーについて】

- 答弁の中で、簡単に「ノー部活動デー」や「リフレッシュデー」について述べていることに、憤りを感じる。学校長にこれらを指摘した場合、学校としては様々なことを止めるしかない。トップアスリートの練習量というのは言わなくても分かるが、この問題について線引きした中での議論であれば評価する。しかし、何の議論もなく、単に教員の多忙化を解消するためだけの詭弁であれば問題だと考えるが、見解は。
- △ ノー部活動デーについては、実施すべきと考えている。トップアスリートを目指す選手たちには厳しい練習や訓練は必要であるが、高体連会長として全国の大会を視察した経験から、多くの子どもたちは生活の中で体育、スポーツ・運動活動に親しみ、心身を鍛えていくことが大事であると感じている。トップアスリートを含め、「休養」は大変重要なポイントであり、365日やるという精神論もあるが、現代のスポーツ科学の知見からは、必ず休養を入れることが必要とされ、それによって回復し、さらに力がついていくという考え方が、コーチングの世界では主流である。心も体もリフレッシュして、チャレンジしていくという指導が大事だと思っており、こうした観点から、ぜひノー部活動デーを進めていききたいと考えている。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（33名）

市長政策部長	二塚英克	福岡総合行政センター所長	川尻光浩
政策監 次長	鶴谷俊幸	次長 地域振興課長	大窪慶子
次長	梅崎幸弘	福岡まちづくり推進室長	池田政弘
参事	戸田泰之		
都市経営課長 移住・定住推進室長	柳原隆	会計管理者 会計課長	森田充晴
情報政策課長	新田泰弘		
文化創造課長	大野洋靖	教育長	米谷和也
総合交通課長	上田浩樹	教育次長	柴田文夫
広報統計課長	松本武司	教育次長 学校教育課長	鳥内禎久
秘書課長	上森智美	総務課長	笹島永吉
		生涯学習・文化財課長	杉森芳昭
総務部長 選挙管理委員会事務局長	水上哲	体育保健課長	竹田清司
次長 総務課長	戸田龍太郎	体育保健課 東京オリンピック・パラリンピック推進室長	石瀬潔志
次長 納税課長	広上正義	福岡教育行政センター所長	長澤雅春
総務課 危機管理室長	山森久史		
人事課長	山本真弘	監査委員事務局長	橘正規
人事課 経営管理室長	新田裕子		
財政課長	長久洋樹		
市民税課長	篠田修		
資産税課長	古川京子		
管財契約課長	上口裕之		